破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６７０８号
東京都大田区大森東５丁目37－３－105
債務者　芳野　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７４７号
東京都品川区南大井５丁目３－12－201
債務者　片山　武一
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８０７号
東京都杉並区高円寺南５丁目17－３　内田方202
債務者　小嶋　有介
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８０９号
東京都中央区日本橋横山町５－18－604
債務者　中島　　愛
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４１号
東京都目黒区目黒４丁目５－34
債務者　井坂美佳子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４３号
東京都足立区竹の塚１丁目33－１－401
債務者　野間　　要
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４５号
東京都江東区大島９丁目６－１－1116
債務者　福田　光一
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７０号
東京都大田区南蒲田２丁目25－14－203
債務者　長谷川　隆
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７３号
東京都新宿区左門町19－１
債務者　石田　柚夏
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７５号
東京都台東区清川２丁目37－２　ホテル白根
債務者　山野邉政憲
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７７号
東京都江戸川区北葛西１丁目22－６－101
債務者　大島　菜奈
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８７８号
東京都葛飾区新小岩３丁目３－12－204
債務者　清水　亜美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８０号
東京都港区港南５丁目５－35　サニーライフ芝浦
債務者　佐藤　佳一
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９７号
東京都杉並区本天沼１丁目28－３　ｂｅｅｖａｌｌｅｙ　１Ｒ
債務者　荻原亜紀子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９８号
東京都江戸川区東小松川１丁目10－６－102
債務者　室井　　礼
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部